

公益社団法人日本語教育学会  
常任理事会運営規程

制 定	2013年3月2日
	2012年度第4回理事会会
一部改定	2024年12月22日
	2024年度第2回理事会
一部改定	2025年3月20日
	2024年度第3回理事会

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本学会」という。）の定款第23条第2項及び第27条第5項の規定に基づく常任理事の会議に関し、必要な事項を定め、それによって常任理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長が必要と認めるときは、他の理事を加えることができる。

(任務)

第3条 常任理事会は、定款第27条第5項の規定に基づき、次に掲げる事項を協議し、諮問に対する答申等を行う。

- (1) 理事会から会長に委任された業務執行の決定に当たり、会長からの諮問に対し答申すること。
- (2) 理事会に付議する事項を協議すること。
- (3) 会長が業務を執行する際にその執行に関する重要事項を協議すること。
- (4) 本学会の業務運営の年間計画案を策定すること。
- (5) 法令及び定款において、理事会の専決事項とされているものを除き、本学会の重要事項について審議し、決定すること。

(開催)

第4条 常任理事会は、8月を除いて、原則として毎月開催することとし、開催の日取りは前もって協議の上決める。

(招集)

第5条 常任理事会は、会長が招集し、議長となる。

2 常任理事会の議事日程案は、開催日の1週間前までに通知するものとする。ただし、緊急を要し、構成員全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。

(定足数)

第6条 常任理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第7条 常任理事会の決議は、出席構成員（議長を除く。）の3分の2以上の同意がなければ行うことができない。

(決議の省略)

第8条 常任理事が、常任理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる常任理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の常任理事会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第9条 常任理事が常任理事の全員に対し、常任理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を常任理事会に報告することを要しない。

(関係者の出席)

第10条 常任理事会は、必要に応じ審議及び報告事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(議事録)

第11条 常任理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載して、次回常任理事会において承認を得るものとする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

本規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2025 年 4 月 1 日から施行する。